

まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容

別紙

要請期間	令和3年 8月20日 ～ 9月12日	対象	宮城県全域	措置区域	仙台市
対策概要	国の「基本的対処方針」等に沿ってこれまで実施してきた 対策を拡充・強化				
備考	8月12日から発令中の 県と仙台市独自の緊急事態宣言も9月12日まで延長				

要請対象	地域	主な要請等の内容
県民	県内全域	<u>混雑した場所への外出半減・日中も含めた不要不急の外出自粛</u> 、 県外との往来自粛、感染リスクの高い行動の自粛、 感染対策不徹底・ <u>時短要請に応じない飲食店等利用の自粛</u> 等
飲食店	仙台市	全飲食店 の時短要請： 午前5時-午後8時 、 酒類提供の終日停止 感染防止対策徹底 （マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
	仙台市外	全飲食店 の時短要請： 午前5時-午後8時 （酒類提供： 午前11時-午後7時 ） 感染防止対策徹底 （マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
その他の施設	仙台市	営業時間短縮： 午前5時-午後8時 （ イベント時は午後9時まで ） （※ 1,000㎡超施設は要請 ・1,000㎡以下施設は法に基づかない協力依頼） 酒類提供終日停止 ・カラオケ設備利用自粛の協力依頼
	仙台市外	営業時間短縮への協力依頼： 午前5時-午後8時 （ イベント時は午後9時まで ） 酒類提供：午前11時-午後7時 ・カラオケ設備利用自粛の協力依頼
イベント	県内全域	開催制限：5,000人 or 収容率50%（大声なし100%）の 小さい方 時短要請： 午前5時-午後9時 、ガイドラインの遵守、追跡対策 等

県民への要請内容【県内全域】

外出等の自粛・感染防止対策の徹底等〔法31条の6第2項・24条第9項等〕

- **営業時間短縮を要請した時間以降**，飲食店等及び要請施設等に**みだりに出入りしないこと**
- **混雑した場所への外出を半減**するため、**日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛**すること
- **県外との不要不急の移動**、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること
- 外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用※・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、「三密」や「5つの場面」、混雑する場所・時間を避けること
- **感染対策が徹底されていない飲食店等及び時短要請に応じない飲食店等の利用を控える**（宅配・テイクアウトを除く）こと
- 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用※を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること
- **ワクチン接種の有無に関わらず**，**基本的な感染防止対策を徹底**すること
- **少しでも体調が悪い時は**，医療機関に相談し，**人との接触を避け**，**外出を控える**こと

※ マスクの捕集効率¹は、布製やウレタン製よりも、**不織布素材の方が高い**ことが示されています。また、鼻の部分に金具がある場合は、折り曲げて鼻に沿って着用するなど、すき間のないよう顔にフィットさせた方が効果が高いことが示されています。【内閣官房ホームページより】

飲食店への要請内容①【仙台南内】

営業時間短縮等の要請〔法31条の6第1項〕

※県有施設を含む

期間	令和3年8月20日から令和3年9月12日営業分まで
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している 全ての飲食店 ※（宅配・テイクアウトを除く）
要請内容	・午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請 ・ 酒類の提供の終日停止 （※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。）

その他の要請等

法31条の6 第1項	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○ アクリル板の設置等○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店）
法24条 第9項	<ul style="list-style-type: none">○ CO₂センサーの設置○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底

※ 遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外

※ これまで例外的取扱いとしていた「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店についても要請の対象

※ 正当な理由がなく**法31条の6第1項の要請に応じない場合**、命令・過料（20万円以下）あり

飲食店への要請内容②【仙台市を除く県内全域】

営業時間短縮の協力要請〔法24条第9項〕

※県有施設を含む

期間	令和3年 8月20日 から令和3年 9月12日 営業分まで
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している 全ての飲食店 ※（宅配・テイクアウトを除く）
要請内容	<ul style="list-style-type: none">・午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請・酒類の提供は午前11時から午後7時まで <p>（※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含むものとする。）</p>

その他の協力要請〔法24条第9項〕

要請内容	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○ アクリル板の設置等○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等○ CO₂センサーの設置○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗でカラオケ設備がある店）
------	---

※遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外

※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店についても要請の対象

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市内①】

イベント関連施設・イベントを開催する場合がある施設

※県有施設を含む

令11 条1項	対象施設	要請内容等	
		延床面積 1,000㎡超	延床面積 1,000㎡以下
4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館など	【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守 ○午前5時から午後8時まで (イベント開催時は午後9時まで) の時短要請 (オンライン配信を除く) ※映画館については午後9時まで	【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守
5号	集会場、公会堂		
6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
8号	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	【法に基づかない協力依頼】 ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類提供の終日停止 ○カラオケ設備使用自粛	【法に基づかない協力依頼】 ○午前5時から午後8時まで (イベント開催時は午後9時まで) の時短協力 (オンライン配信を除く) ※映画館については午後9時まで
9号	運動施設、遊技施設 (体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等)		○入場整理等の徹底・HP等での周知
10号	博物館、美術館等		○酒類提供の終日停止 ○カラオケ設備使用自粛

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市内②】

参加者が自由に移動でき、入場整理等の徹底が推奨される施設

※県有施設を含む

令11条1項	対象施設	要請内容等	
		延床面積 1,000㎡超	延床面積 1,000㎡以下
7号	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、家電量販店等※	【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守 ○午前5時から午後8時までの時短要請（生活必需物資除く）	【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守
9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	【法に基づかない協力依頼】 ○入場整理等の徹底・HP等周知 ○酒類提供の終日停止 ○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）	【法に基づかない協力依頼】 ○午前5時から午後8時までの時短協力（生活必需物資除く） ○入場整理等の徹底・HP等周知 ○酒類提供の終日停止 ○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）
11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		
12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等		
11号	ネットカフェ、マンガ喫茶など	【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守 【法に基づかない協力依頼】 ○酒類の提供終日停止 ○カラオケ設備の使用自粛	

※大規模商業施設の管理者等は法31条の6第1項、

百貨店の地下食品売場等の管理者等は法24条第9項に基づき入場者の整理等(人数管理・制限、誘導等)を要請

※正当な理由がなく法31条の6第1項の要請に応じない場合、命令・過料(20万円以下)あり

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市を除く県内全域】

※県有施設を含む

令11条1項	対象施設	要請内容等（延床面積に関わらず）	
4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	<p>【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守</p> <p>【法に基づかない協力依頼】 ○午前5時から午後8時まで (イベント開催時は午後9時まで)の 時短協力（オンライン配信を除く） ※映画館については午後9時まで ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類の提供は午前11時から午後7時まで ○カラオケ設備使用自粛 (カラオケボックスを除く)</p>	
5号	集会場、公会堂		
6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		
9号	運動施設、遊技施設 (体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等)		
10号	博物館、美術館等		
7号	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店、家電量販店 等		
9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等		
11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等		
12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、 リラクゼーション業 等		
11号	ネットカフェ、マンガ喫茶など		<p>【法24条第9項に基づく要請】 ○業種別ガイドラインの遵守</p> <p>【法に基づかない協力依頼】 ○酒類の提供午前11時から午後7時まで ○カラオケ設備の使用自粛</p>

飲食店以外の施設への要請内容【県内全域】

※県有施設を含む

令11 条1項	対象施設	要請内容等
1-3 号	幼稚園、小学校、中学校、 高校、保育所、 介護老人保健施設、大学	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 学校等における感染リスクの活動等の制限、大学等における 遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等 （協力依頼）
5号	葬祭場	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）
7号	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など（生活必需物資）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）
10号	図書館	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 入場整理の働きかけ（協力依頼）
12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店等 （生活必需サービス）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 入場整理の働きかけ（協力依頼）
13号	自動車教習所、学習塾	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） オンラインの活用等の働きかけ（協力依頼）

【参考】入場者の整理等について

大規模商業施設の管理者等（法31条の6第1項）や
百貨店の地下食品売場等の管理者等（法24条第9項）に対して
「**入場者の整理等**」を要請

入場者の
整理等

- ① 入場者が**密集しないよう整理・誘導する等**の措置
- ② 施設の入場者の**人数管理・人数制限等**の措置

双方を含む

人数管理・人数制限（事例）

施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し
人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により
人数制限を行う

売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、
買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により**人数管理**を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう**人数制限**を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

※県主催・共催イベントを含む

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が**1,000人を超えるイベント**を開催する際には、そのイベントの開催要件等について、**県に事前に相談**すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること

開催制限等（8月20日～9月12日，法24条第9項）



「収容率」か「人数上限」の
小さい方を限度

収容率		人数上限	開催時間
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等※1 飲食を伴うが発声がないもの （映画館等）	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウスナイトクラブでのイベント等※1 飲食を伴うもの	5,000人以下	午前5時 ～ 午後9時
100%以内（席がない場合は適切な間隔）	50%※2以内（席がない場合は十分な間隔）		

※1 上記はあくまでも例示であり、大声での歓声、声援の有無は個別判断となる。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

その他の協力依頼【県内全域】

事業者への協力依頼

- 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた職場における感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを強力的に推進すること

大学等への協力依頼

- 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること
- 学生に対し、**積極的なワクチン接種を勧奨**すること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること
- 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

【参考】 職場における感染対策

職場においては、感染防止取組や「三密」や感染リスクが高まる「**5つの場面**」等を避ける行動を徹底（特に職場での「**居場所の切り替わり**」に注意）

共用部分の感染対策等

※休憩室、更衣室、喫煙室、食堂等

- 共用物品（机・椅子等）の**定期的消毒**、使用した際の**入退室の前後の手洗い徹底**
- **会話時のマスク着用徹底**（食事、喫煙等でマスクを着用していない時は会話を控える）
- 休憩（喫煙等含む）時は**できる限り2mを目安に顔の正面から距離を確保**するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう休憩時間をずらすなど工夫する
- 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、「三密」防止を徹底
- 食堂等での**飲食時**は、利用時間をずらす、椅子を間引く等で、**顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保**するよう努める。
※ 施設の制約などにより、これが困難な場合も、人数制限や利用時間をずらすこと等でできる限り身体的距離の確保に努め、会話を控え、食事中以外のマスク着用を徹底
- 食堂や喫煙所、休憩・休息スペースにおいて**密が発生しないよう配慮**する。
- 十分な距離を確保できるよう、施設の態様に応じ、事前に目標収容人数を定め、目標人数を超過しないよう、従業員に混雑時間帯の利用回避等を行う。